

社会福祉法人きらきら福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きらきら福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び実費弁償等（以下「報酬等」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(評議員の報酬)

第3条 評議員に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員に対しては、1年間の職務に対する報酬として、10,000円を支給する。
- (2) ただし、交通費については、別途実費を弁償する。

(理事の報酬)

第4条 理事については、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事（所定週平均1日以上勤務を行う理事をいう。）に対しては、理事会の出席に対する報酬は支払わず、別表1のとおりとする。
- (2) 常勤の理事の勤務日数については、原則として次の区分に基づくものとする。
 - ア 一週間の所定勤務日数が1日… 一か月の勤務日数が8日未満
 - イ 一週間の所定勤務日数が2日… 一か月の勤務日数が8日以上11日以内
 - ウ 一週間の所定勤務日数が3日… 一か月の勤務日数が12日以上15日以内
 - エ 一週間の所定勤務日数が4日… 一か月の勤務日数が16日以上19日以内
 - オ 一週間の所定勤務日数が5日… 一か月の勤務日数が20日以上
- (3) 法人の施設の職員を兼務する常勤の理事については、就業規則に定める給与を支給することとし、この規程による報酬は支給しない。
- (4) 非常勤の理事に対して、1年間の理事会の出席に対する報酬として、20,000円を支給する。
- (5) 交通費については、別途実費を弁償する。

(監事の報酬)

第5条 監事に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 監事監査指導については、1回につき、15,000円を支給する。
- (2) 監事に対して、1年間の職務に対する報酬として、20,000円を支給する。
- (3) 交通費については、別途実費を弁償する。

(交通費の実費弁償)

第6条 交通費の実費弁償の方法については、以下のとおりとする。

- (1) 自宅又は勤務先と会議開催場所の距離が2km以下である場合には、実費弁償の対象としない。
- (2) 実費弁償額は、原則として自宅又は勤務先から会議開催場所への公共交通機関での一般適菜経路による往復費用とする。
- (3) 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由でタクシーを利用した等、事情が明確でかつ領収書がある場合はその実費を弁償する。

附 則

1. この規程は、平成29年6月28日から施行する。
2. 平成30年5月23日 理事会の決議を経て、一部改訂
3. 平成30年6月14日 評議員会の承認を経て、施行
4. 令和4年10月20日 理事会の決議を経て、一部改訂
5. 令和5年3月1日 評議員会の承認を経て、施行

別表1 (常勤理事の報酬)

月額報酬	350,000円
賞与	なし
退職手当	なし
備考	上記月額報酬は週5日勤務の場合とし、第4条(2)に定める所定勤務日数に応じて、以下の係数を乗ずるものとする。 ア 0.2 イ 0.4 ウ 0.6 エ 0.8